

専用相談電話「アニマルポリス・ホットライン」の開設について

平成 25 年 12 月 26 日  
兵 庫 県

1 趣旨・目的

県民が認知した動物虐待容疑事案について、相談窓口を明確にして積極的な相談（通報）を促し、相談しやすい環境を整備するため、動物虐待事案等専用の相談電話「アニマルポリス・ホットライン」を警察本部内に開設する。

2 開設年月日

平成 26 年 1 月 6 日 午前 9 時から

3 電話相談の概要

(1) 電話番号

078-371-8974 ～ みな一番に（動物）虐待なし

(2) 運用日時

平日 午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間（年末年始を除く）



# 兵庫県における動物衛生行政の体制について

## 1 動物衛生行政の体制

兵庫県動物愛護センター

- 本 所 . . . . . 尼崎市
- ├ 三木支所 . . . . . 三木市
- ├ 龍野支所 . . . . . たつの市
- ├ 淡路支所 . . . . . 淡路市
- └ 豊岡健康福祉事務所 . 豊岡市

## 2 虐待等に関する行政と警察の連携について

### (1) 背景

【動愛法の改正と基本指針の改定】

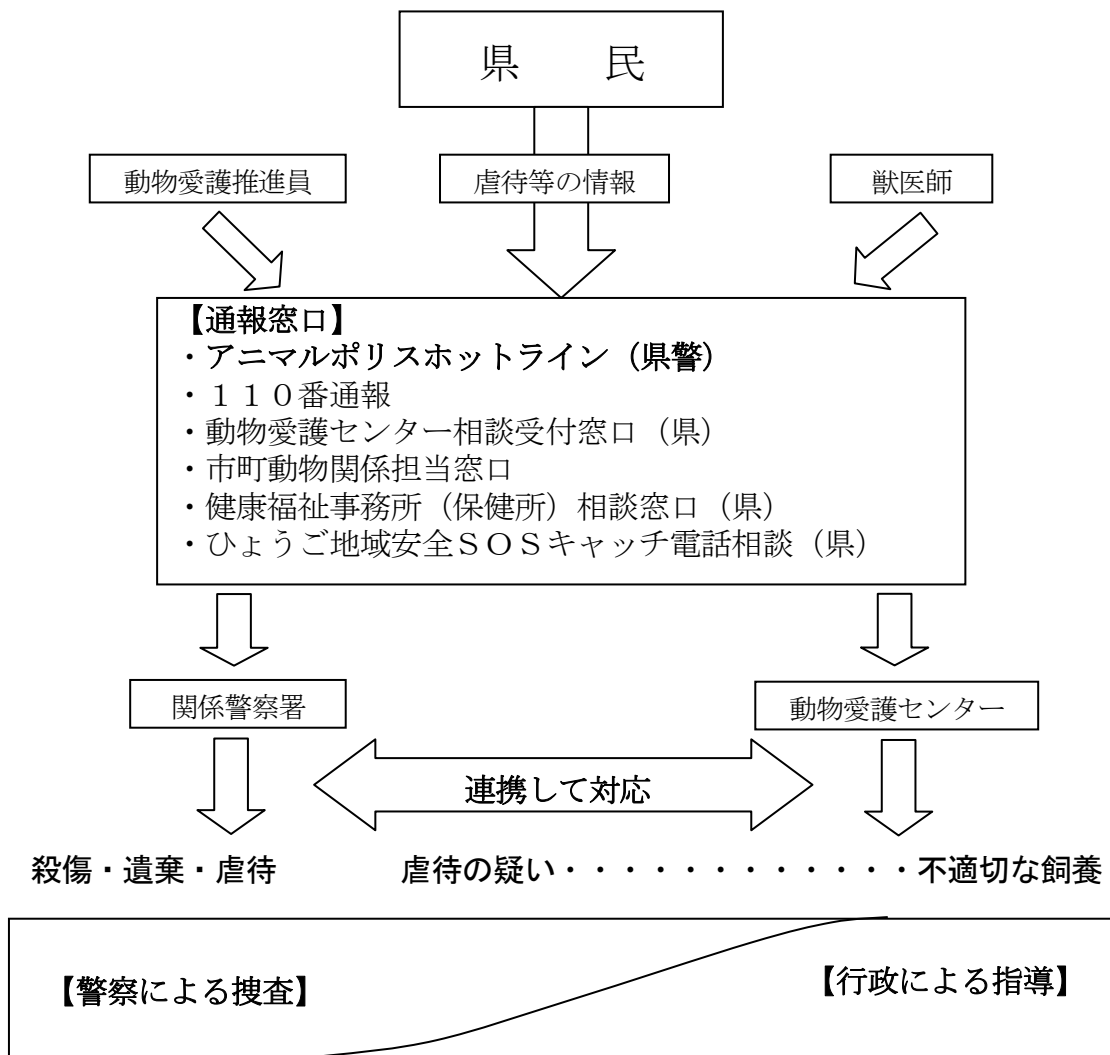
虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記されたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことを受け、行政と警察との連携をより一層推進することにより遺棄及び虐待の防止を図ることとした。

### (2) 事案の把握・探知

行政、警察がそれぞれの窓口を設置し虐待等の事案の把握、探知に努めている。

### (3) 事案の仕分け及び連携による対応

事件性があるものは警察が、事件性の無いものは行政が、虐待等が疑われる事案等両者の協力が必要なものは連携を図り適切な対応を実施している。



をま

ANIMAL POLI

の

地

棄

リスを兵庫に！

社会を守る

HYOGO PREFECTURE  
SINCE 2014

虐待は犯罪です。

愛護動物を遺棄した場合…100万円以下の罰金

愛護動物を殺傷した場合…2年以下の懲役または200万円以下の罰金

愛護動物を不適切に飼育した場合…100万円以下の罰金

### What's ANIMAL POLICE?

アニマルポリスとは、アメリカで動物虐待を監視・摘発する組織であり、公的な機関として捜索・逮捕権をもつものもあります。

動物虐待は、人への犯罪にエスカレートします。  
動物を守ることは、私たち人間を守ることに繋がるのです。

署名のご協力をよろしくお願い致します。

